

犬猫等健康安全計画の記載例

犬猫等販売業者は、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持を確保するために、「犬猫等健康安全計画」を定め、その計画に従って業務を行わなければなりません。

計画の記載例を以下にあげましたので、計画を定める際の参考にしてください。例示事項の全てを記載する必要はありませんが、できるだけ明確かつ具体的に記載しなければなりません。

例示以外にも実施する事項があれば、それも記載してください。

1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

※「幼齢の犬猫等」には、幼齢の犬猫のほか、繁殖の用に供する目的で使用する犬猫（母犬・母猫等）も含まれます。

① 事業者における幼齢の犬猫等の管理体制

- ・幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日〇回確認を行う。
- ・健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を用意し、管理担当で共有する。

※具体的な管理状況について、数値をもって記載されることが望めます。

② 獣医師等との連携

- ・〇〇動物病院を、かかりつけの獣医師としている。
（〇〇動物病院と、診療契約を締結している。）
- ・専属の獣医師を雇用（契約）しており、当該獣医師が週〇回診察・健康診断を行う。

※具体的な動物病院名などを記載します。

※契約関係を示す書類の添付を義務付けるものではありません。

2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

① 譲渡先・飼養施設等の確保

- ・従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。
- ・（系列店舗、近隣のペットショップと協力して）別に譲渡会を開催する。
- ・愛護団体（〇〇）と協力して譲渡先を探す。
- ・専用の飼養スペースを設けている。

② 需給調整等

- ・系列店舗と連携する
- ・近隣のペットショップ（〇〇）と連携する。
- ・売れ残った犬猫がいる場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。

※協力関係について、それを証明する書類などを求めるものではありません。

3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法

① 飼養・保管方法

- ・生後56日までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。
- ・十分な大きさの保育用ケージで飼養する。
- ・疾病に罹患した疑いのある場合には、個体毎に隔離して獣医師の診療を受ける。
- ・1日1回以上清掃、週〇回以上消毒を行う。
- ・一定の運動等の時間を設けている。（特に繁殖犬については、具体的な運動の方法について明記する）
- ・獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。
- ・（あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には）マイクロチップ装着の目的及び公的な性格を有する団体等へ所有者情報の登録・更新の方法について購入者に説明する。

② 繁殖方法

※繁殖を行う場合に限り、飼養管理基準の範囲内で記載します。

- ・繁殖に供する期間は〇歳までとし、年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぐ。
- ・個体毎の繁殖回数は〇回までとする。
- ・繁殖に供する年齢は〇ヶ月（歳）から〇歳までとする。
- ・遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。
- ・出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。

③ 展示方法

※展示を行う場合に限り記載します。

- ・夜8時～朝8時まで（これより長い時間設定は任意）の展示は行わない。
- ・〇時間以上連続した展示は行わない。展示時間中も適宜休憩させる。
- ・展示時間中は、〇時間ごとに〇分ずつ展示を行わない時間を設ける。
- ・毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。
- ・顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。